

第15号議案

中間市情報公開・個人情報保護委員会条例

この条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和5年2月28日提出

中間市長 福田 浩

# 中間市情報公開・個人情報保護委員会条例

## 目次

### 第1章 総則（第1条）

### 第2章 設置及び組織等（第2条―第8条）

### 第3章 情報公開等に関する調査審議等の手続

#### 第1節 審査請求に係る調査、審議及び答申（第9条―第15条）

#### 第2節 情報公開制度に関する重要な事項に係る調査、審議及び答申（第16条・第17条）

### 第4章 個人情報の保護に関する調査審議等の手続

#### 第1節 審査請求に係る調査、審議及び答申（第18条―第24条）

#### 第2節 個人情報の適正な取扱いの確保に係る調査、審議及び答申（第25条・第26条）

### 第5章 補則（第27条）

## 附則

### 第1章 総則

#### （趣旨）

第1条 この条例は、中間市情報公開・個人情報保護委員会の設置及び組織並びに運営等について定めるものとする。

### 第2章 設置及び組織等

#### （設置）

第2条 次に掲げる事務を所掌する機関として、中間市情報公開・個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（1） 中間市情報公開条例（平成12年中間市条例第16号。次号、第9条第1項及び第16条において「情報公開条例」という。）第17条第1項の規定による情報公開に関する審査請求に係る諮問に応じ、調査し、審議し、及び答申すること。

（2） 情報公開条例第18条の規定による情報公開制度に関する重要な事項に係る諮問に応じ、調査し、審議し、及び答申すること。

（3） 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第105条第3項において準用する同条第1項又は中間市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年中間市条例第 号。以下「議会個人情報保護条例」という。）第45条第1項の規定による個人情報の保護に関する審査請求に係る諮問に応じ、調査し、審議し、及び答申すること。

（4） 中間市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年中間市条例第 号。第25条において「法施行条例」という。）第5条又は議会個人情報保護条例第50条の規定による個人情報の適正な取扱いの確保に係る諮問に応じ、調査し、審議し、及び答申すること。

#### （組織）

第3条 委員会は、5人の委員で組織する。

2 委員会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市内各種団体の関係者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者  
(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。  
(会長及び副会長)

第5条 委員会に、会長及び副会長をそれぞれ1人置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。  
(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。ただし、会長及び副会長を定めていないときは、市長が招集する。

- 2 会議の議長は、会長をもって充てる。
- 3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 委員会は、必要があると認めるときは、専門の知識若しくは経験を有する者又は関係者に会議の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総務部に属する部署のうちから規則で定めるものにおいて処理する。

### 第3章 情報公開等に関する調査審議等の手続

#### 第1節 審査請求に係る調査、審議及び答申

(調査権限)

第9条 委員会は、情報公開条例第17条第1項の規定による諮問（以下この節において「諮問」という。）があった場合において必要があると認めるときは、当該諮問を行った実施機関（情報公開条例第2条第1項の実施機関をいう。第16条において同じ。）（以下この節において「諮問庁」という。）に対し、公開の決定等又は公開の請求に係る不作為に係る情報の提示を求め、その内容を見分することができる。この場合においては、何人も委員会に対し、その提示された情報の公開を求めることができない。

- 2 諮問庁は、委員会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。
- 3 委員会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、諮問をされた事件に関し、公開の決定等又は公開の請求に係る不作為に係る情報に記録されている情報の内容を分類し、

及び整理することその他の方法を指示することにより、説明を求めることができる。

- 4 第1項及び前項に定めるもののほか、委員会は、諮問をされた事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問庁（以下この節において「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

（意見の陳述）

第10条 委員会は、審査請求人等から申立てがあつたときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、委員会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

- 2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、委員会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

（委員による調査手続）

第11条 委員会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に第9条第1項の規定により提示された情報を閲覧させ、同条第4項の規定による調査をさせ、又は前条第1項本文の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせることができる。

（意見書等の提出）

第12条 審査請求人等は、委員会に対し、意見書又は資料を提出することができる。この場合において、委員会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

（提出資料等の閲覧等）

第13条 審査請求人等は、委員会に対し、委員会に提出された意見書若しくは資料の閲覧（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。以下同じ。）にあつては、記録された事項を委員会が定める方法により表示したものの閲覧）又は当該意見書若しくは資料の写し（電磁的記録にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面。以下この条において同じ。）の交付を求めることができる。この場合において、委員会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときを除き、その閲覧又は交付を拒むことができない。

- 2 委員会は、前項の規定による閲覧をさせ、又は同項の規定による交付をしようとするときは、当該閲覧又は交付に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、委員会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

- 3 委員会は、第1項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

- 4 第1項の規定による意見書又は資料の写しの交付に伴う手数料は、中間市手数料条例（平成12年中間市条例第12号）別表1（10）行政不服審査の表（第22条第4項において「手数料表」という。）の定めるところによる。

- 5 第1項の規定により意見書又は資料の写しを交付する場合においては、その写しの交付に要する費用は、交付を請求した者の負担とする。

（調査及び審査の手続の非公開）

第14条 この節の規定による調査及び審査の手続は、公開しない。

(答申書の送付等)

第15条 委員会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

## 第2節 情報公開制度に関する重要な事項に係る調査、審議及び答申

(調査、審議及び答申)

第16条 委員会は、情報公開条例第18条の規定により諮問された事項につき、調査し、審議し、その結果を当該諮問を行った実施機関（次条第5項において「諮問庁」という。）に答申するものとする。

(書面会議)

第17条 委員会は、前条に規定する諮問事項の性質に照らし参集を要しないと認めるとき、又は特に必要があると認めるときは、第6条の規定にかかわらず、書面による会議（以下「書面会議」という。）を行うことができる。

- 2 書面会議を行うときは、会長は、第6条第1項の規定による招集に代えて、委員に対し、期限を定めて表決その他の意見を記した書面（以下「表決等」という。）の提出を求めるものとする。ただし、会長及び副会長を定めていないときは、市長が求めるものとする。
- 3 前項の期限までに表決等が提出されたときは、当該表決等を提出した委員に対し、中間市特別職職員の給与等に関する条例（昭和31年中間市条例第23号。第26条第3項において「特別職給与条例」という。）第6条の規定により報酬を支給する。
- 4 第6条第3項及び第4項の規定は、書面会議に準用する。
- 5 会長は、書面会議を行ったときは、その旨を市長に報告するとともに、当該書面会議に係る諮問庁に通知するものとする。

## 第4章 個人情報保護に関する調査審議等の手続

### 第1節 審査請求に係る調査、審議及び答申

(調査権限)

第18条 委員会は、個人情報保護法第105条第3項において準用する同条第1項又は議会個人情報保護条例第45条第1項の規定による諮問（以下この節において「諮問」という。）があった場合において必要があると認めるときは、当該諮問を行った市の機関の長又は議長（以下この節において「諮問庁」という。）に対し、開示の決定等（個人情報保護法第105条第1項の開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等若しくは開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求の不作为又は議会個人情報保護条例第45条第1項の開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等若しくは開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求の不作为をいう。）に係る情報の提示を求め、その内容を見分することができる。この場合においては、何人も委員会に対し、その提示された情報の公開を求めることができない。

- 2 諮問庁は、委員会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。
- 3 委員会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、諮問をされた事件に関し、開示の決定等に係る情報に記録されている情報の内容を分類し、及び整理することその他の方法を指示することにより、説明を求めることができる。
- 4 第1項及び前項に定めるもののほか、委員会は、諮問をされた事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問庁（以下この節において「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の

提出を求めること、相当と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述)

第19条 委員会は、審査請求人等から申立てがあつたときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、委員会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、委員会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(委員による調査手続)

第20条 委員会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に第18条第1項の規定により提示された情報を閲覧させ、同条第4項の規定による調査をさせ、又は前条第1項本文の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせることができる。

(意見書等の提出)

第21条 審査請求人等は、委員会に対し、意見書又は資料を提出することができる。この場合において、委員会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(提出資料等の閲覧等)

第22条 審査請求人等は、委員会に対し、委員会に提出された意見書若しくは資料の閲覧(電磁的記録にあつては、記録された事項を委員会が定める方法により表示したものの閲覧)又は当該意見書若しくは資料の写し(電磁的記録にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面。以下この条において同じ。)の交付を求めることができる。この場合において、委員会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときを除き、その閲覧又は交付を拒むことができない。

2 委員会は、前項の規定による閲覧をさせ、又は同項の規定による交付をしようとするときは、当該閲覧又は交付に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、委員会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

3 委員会は、第1項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

4 第1項の規定による意見書又は資料の写しの交付に伴う手数料は、手数料表の定めるところによる。

5 第1項の規定により意見書又は資料の写しを交付する場合においては、その写しの交付に要する費用は、交付を請求した者の負担とする。

(調査及び審査の手続の非公開)

第23条 この節の規定による調査及び審査の手続は、公開しない。

(答申書の送付等)

第24条 委員会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

第2節 個人情報情報の適正な取扱いの確保に係る調査、審議及び答申

(調査、審議及び答申)

第25条 委員会は、法施行条例第5条又は議会個人情報保護条例第50条の規定により諮問さ

れた事項につき、調査し、審議し、その結果を当該諮問を行った行政機関の長又は議長（次条第5項において「諮問庁」という。）に答申するものとする。

（書面会議）

第26条 委員会は、前条に規定する諮問事項の性質に照らし参集を要しないと認めるとき、又は特に必要があると認めるときは、第6条の規定にかかわらず、書面会議を行うことができる。

2 書面会議を行うときは、会長は、第6条第1項の規定による招集に代えて、委員に対し、期限を定めて表決等の提出を求めるものとする。ただし、会長及び副会長を定めていないときは、市長が求めるものとする。

3 前項の期限までに表決等が提出されたときは、当該表決等を提出した委員に対し、特別職給と条例第6条の規定により報酬を支給する。

4 第6条第3項及び第4項の規定は、書面会議に準用する。

5 会長は、書面会議を行ったときは、その旨を市長に報告するとともに、当該書面会議に係る諮問庁に通知するものとする。

#### 第5章 補則

（委任）

第27条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）附則第1条第7号に掲げる規定（同法第51条の規定に限る。）の施行の日から施行する。

（準備行為）

第2条 市長は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、第3条第2項の規定の例により、委員会の委員を委嘱することができる。この場合において、その委嘱を受けた委員は、施行日において同項の規定により委嘱されたものとみなす。

（経過措置）

第3条 施行日前に次条の規定による改正前の中間市情報公開条例（以下この項において「旧条例」という。）第17条第1項の規定により審査会（旧条例第18条第1項の規定により設置された中間市情報公開・個人情報保護審査会をいう。次項において同じ。）にされた諮問は、委員会にされたものとみなし、旧条例に規定する調査審議については、なお従前の例による。

2 施行日前に中間市個人情報の保護に関する法律施行条例附則第2条の規定による廃止前の中間市個人情報保護条例（平成18年中間市条例第21号。以下この項において「旧条例」という。）第32条第3項の規定により審査会にされた諮問は、委員会にされたものとみなし、旧条例に規定する調査審議については、なお従前の例による。

（中間市情報公開条例の一部改正）

第4条 中間市情報公開条例の一部を次のように改正する。

目次中

「

第3章 救済手続（第16条—第25条）

第4章 補則（第26条—第31条）

を

」

「

第3章 救済手続（第16条・第17条）

第4章 情報公開制度に関する重要な事項に係る諮問（第18条） に

第5章 補則（第19条—第24条）

」

改める。

第17条第1項中「、審査請求」を「審査請求」に、「次条の規定により設置する中間市情報公開・個人情報保護審査会」を「中間市情報公開・個人情報保護委員会条例（令和5年中間市条例第 号）第2条の規定により設置する中間市情報公開・個人情報保護委員会（次条において「委員会」という。）」に改め、同条第2項中「（以下「諮問実施機関」という。）」を削る。

第18条を次のように改める。

第18条 実施機関は、情報公開制度に関する重要な事項について、委員会に諮問することができる。

第19条から第25条までを削る。

第4章中第26条を第19条とし、第27条から第31条までを7条ずつ繰り上げる。

第4章を第5章とする。

第17条の次に次の章名を付する。

第4章 情報公開制度に関する重要な事項に係る諮問

（中間市特別職職員の給与等に関する条例の一部改正）

第5条 中間市特別職職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第1条第49号を次のように改める。

(49) 中間市情報公開・個人情報保護委員会の委員

第1条中第51号を削り、第52号を第51号とし、第53号から第60号までを1号ずつ繰り上げる。

第6条中「第60号」を「第59号」に改める。

別表第2中

「

情報公開・個人情報保護審査会の委員		4,200円
-------------------	--	--------

を

」

「



情報公開・個人情報保護委員会の委員		4,200円	に
-------------------	--	--------	---

改め、同表個人情報保護制度運営審議会の委員の項を削る。